

和歌山県監査公表第 18 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定により、和歌山県監査委員監査基準（令和 2 年和歌山県監査公表第 10 号）に準拠して実施した監査の結果を、同条第 9 項の規定により次のとおり公表する。

令和 4 年 9 月 20 日

和歌山県監査委員	森	田	康	友
和歌山県監査委員	河	野	ゆ	う
和歌山県監査委員	谷		洋	一
和歌山県監査委員	多	田	純	一

1 監査の対象

3 の監査対象事業会計の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

2 監査の着眼点

- (1) 予算の執行は、議決の趣旨に沿って適正かつ効率的に行われているか。
- (2) 収入及び支出に関する事務は、関係法令に適合して適正に行われているか。
- (3) 財産の取得、管理及び処分は、関係法令に適合して適正に行われているか。
- (4) 事業運営は、常に経済性を發揮するとともに、公共の福祉を増進するよう運営されているか。

3 監査の実施内容

監査対象事業会計	監査実施年月日
和歌山県立こころの医療センター事業会計	令和 4 年 7 月 26 日
和歌山県工業用水道事業会計	〃
和歌山県土地造成事業会計	〃
和歌山県流域下水道事業会計	〃

4 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務（以下「監査対象事務」という。）の執行は、重要な点においておおむね適正と認めた。

ただし、下記の事業会計の監査対象事務の執行については、妥当性を欠くと認められる事項を注意した。

なお、その他改善を要すると認められる軽微な事項については、その都度指導を行った。

(1) 指摘事項

なし

(2) 注意事項

ア 和歌山県立こころの医療センター事業会計

修繕費の支出において、請求書原本ではなくその写しを添付して支払を行い、また、当該請求書原本の所在が不明となっている事例があったので、適正に処理されたい。

イ 和歌山県工業用水道事業会計

電気設備精密点検業務委託の契約保証金免除申請について、契約実績とならない期間のものを実績としていたので、適正に処理されたい。

ウ 和歌山県土地造成事業会計

ETC カード使用承認・使用管理簿において、旅行命令権者の承認、担当者の貸出確認、担当者の返却確認及び管理者の確認がなされていない事例があるので、適正に処理されたい。